

基本目標 4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもが健やかに成長していくためには、居住環境が整備されるとともに、安心して外出・移動できる都市環境の整備が必要です。“子育てバリアフリー”の観点から利用しやすい道路や公共施設の整備・充実を進めるとともに、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指します。

主要施策 4-1 良好な生活環境の整備

事業名		事業内容	方向性	実施主体 決算(見込) 額	評価
4-1-1	歩道の整備	子どもや高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの敷設などの整備をします。 ■歩道等の整備等 ★1か所 ■歩道段差の解消等 ★26か所	事業の継続	道路課	△
4-1-2	生活道路の整備促進	歩行空間の確保等による歩行者及び自転車利用者の交通安全対策を実施します。 ■道路新設改良工事 ★4か所 ■道路維持修繕工事 ★5か所 ■交通安全施設整備工事 ★3か所	事業の継続	道路課	△
4-1-3	交通環境の検討	平成14年に設置した市民参画による「鎌倉市交通政策研究会」において、前研究会から出された20の施策や新たな施策の検討を行います。 ■鎌倉地域の交通渋滞の解消に向け、鎌倉市交通計画検討委員会等を開催し、地区交通計画の見直し・検討を行いました。 また、これまでの鎌倉市交通計画検討委員会で議論してきた内容について、中間とりまとめを行いました。 ★鎌倉市交通計画検討委員会：3回開催 ★鎌倉市交通計画検討委員会専門部会：6回開催 ★鎌倉市交通計画検討委員会特別委員会準備会：2回開催	事業の継続	交通計画課	△
4-1-4	庁舎内のバリアフリー化の推進	庁舎内のトイレのバリアフリー化(洋式化など)を老朽化した設備の改修時に併せて、順次進めていきます。 特に子ども連れで利用するトイレには、ベビーベッド、チャイルドキープなどを設置していきます。 ★本庁舎地下階、3階及び4階トイレの老朽化した設備改修に併せて、バリアフリー化(洋式化など)を実施しました。	事業の継続	管財課	△
4-1-5	公園・緑地の整備促進 (重複掲載4-3-8)	自然環境の保全、活用を基調に、健康づくり、ふれあいや憩いの場づくりとして、公園・緑地を整備・充実します。 また、子どもたちが戸外でのびのびと運動や遊びができるよう、街区公園、児童遊園等の身近な場所への設置に向け取組みます。 ★鎌倉広町緑地用地取得 22,256.43㎡ ★(仮称)山崎・台峯緑地用地取得 11,403.09㎡ ★(仮称)山ノ内宮下小路2号緑地用地取得 2,290.02㎡ ★(仮称)笛田一丁目公園用地取得 773.84㎡ ★(仮称)笛田一丁目公園実施設計等策定業務委託 ★岩瀬下関防災公園街区整備事業 ★岩瀬下関防災公園市道付帯工事 ★鎌倉広町緑地整備工事事業 【H22】 ■総合公園(鎌倉海浜公園) ■地区公園(源氏山公園) ■風致公園(夫婦池公園) ■鎌倉広町緑地 ■(仮称)山崎・台峯緑地 ★用地買収・施設整備等を進めています。	緑の基本計画平成32年中間年次に向け推進	公園課	○

事業名		事業内容	方向性	実施主体 決算(見込) 額	評価
4-1-6	緑地の確保	<p>緑の基本計画に基づき、身近な生活空間での緑の充実を図るため、特別緑地保全地区の指定を行うなどにより、良好な都市環境を支える緑地を確保します。</p> <p>★近郊緑地特別保全地区内の緑地(約3.9ha)の買入れ。 ★市民緑地契約(2件・約0.2ha)の締結(継続を含む)。 ★緑地保全契約(127件・約56.2ha)の締結(継続を含む)。 ★保存樹林(201件・約266.6ha)の指定(継続を含む)。</p>	事業の継続	みどり課	△
4-1-7	駅施設の整備	<p>公共交通事業者と連携して、駅施設のバリアフリー化を推進します。</p> <p>★公共交通事業者と連携して、駅施設のバリアフリー化を検討しました。</p>	事業の継続	交通計画課	△
4-1-8	住宅施策の推進	<p>若年ファミリー層を中心とした若年世代の定住促進のための住宅施策について、調査・研究します。</p> <p>★住宅マスタープランの実施状況について調査を実施しました。</p>	事業の継続	建築住宅課	△
4-1-9	まちづくり活動の支援	<p>市民参画のまちづくりを進めるため、まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画の策定などを支援し、幅広い世代が住みやすいまちづくりを推進します。</p> <p>★自主まちづくり計画を策定している団体 14団体 (H20:11団体 H21:11団体 H22:13団体 H23:14団体 H24:14団体 H25:14団体)</p> <p>【H21】 11団体</p>	自主まちづくり計画を策定している団体数の拡大	まちづくり政策課	○
4-1-10	市営住宅の整備促進	<p>市営住宅の総合的整備計画の策定に向けた市営住宅建替え計画の中で、子育て世代に配慮した保育施設等との併設について検討します。</p> <p>★公共施設再編計画に基づく市営住宅の集約化について検討しました。</p>	事業の継続	建築住宅課	△



主要施策4-2 安全・安心まちづくりの推進

事業名		事業内容	方向性	実施主体・関係課	評価
4-2-1	防犯灯管理費補助金の交付	市内の自治・町内会等が設置及び維持管理している防犯灯に要する経費に対して補助金を交付します。 ★補助対象の防犯灯数 16,878灯	事業の継続	市民安全課	△
4-2-2	防犯対策の充実	都市公園、児童遊園に公園灯を設置し、管理を行います。 ★H26実績なし 【H21】 ★都市公園、児童遊園等の公園等の整備、管理を行いました。	事業の継続	公園課	△
4-2-3	自主防犯パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動の推進を図ります。 ★自主防犯パトロール活動の推進を図るため、防犯グッズの貸出を実施しました。 自主防犯活動実施 自治・町内会 129団体 (H22 126団体 H23 129団体 H24 128団体 H25 129団体) 129/185団体=69.7% 【H21】120団体 ★自主防犯パトロール活動の推進を図るため、防犯グッズの貸出を実施しました。 活動団体数 259団体 うち貸出済団体数 240団体	自治町内会における自主防犯団体の組織率を、全体の80%に拡大	市民安全課	×
4-2-4	学校と警察との連携の強化 (重複掲載3-4-4)	各学校と警察との連携により、学校・警察連絡協議会を設置し、不審者・変質者等の情報の連絡体制を整え、児童・生徒・学生の健全育成に努め、子どもを犯罪等の被害から守ります。 ★3-4-4参照	事業の継続	教育指導課	-
4-2-5	児童安全指導の開催	市立小学校1・2年生に対し、児童安全指導を実施します。(H23から小学校1年生対象に変更) ★市立小学校全16校 (4月～5月)	事業の継続	教育指導課	-
4-2-6	防犯教室の開催	子ども関連施設において、警察等と連携し不審者侵入対策訓練、誘拐連れ去り防止教室、非行防止教室、薬物乱用防止教室及び防犯講話などを実施します。 ■防犯教室等の実施回数 ★保育園・幼稚園 25回 子どもの家(会館) 32回 小学校 32回	事業の継続	教育指導課 市民安全課 青少年課 保育課	△
4-2-7	関係機関、団体との協議会の開催	定期的な情報の共有化、防犯対策の協議等を行うため、市民、防犯関係団体、企業、学校、幼稚園、PTAなどで構成する協議会を開催します。 ■平成20年6月に策定した「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン」に基づく事業の進捗状況の確認及び取組みの推進を諮ります。 ★協議会2回	事業の継続	市民安全課	△



事業名		事業内容	方向性	実施主体・関係課	評価
4-2-8	防犯体制の充実	<p>防犯アドバイザーを2名配置し、防犯講習会、立ち寄り警戒、子どもの見守り活動及び防犯パトロール等を行います。 また、子ども関連施設や住宅地等の防犯パトロールを実施します。</p> <p>■小・中学校、子ども関連施設、公共施設等への立ち寄り警戒を実施 ★11,235回 ■青色回転灯付パトロールカーによる防犯パトロールや下校時の見守り活動等を実施 ★4,218回 ■活動団体の連携等を図るため、防犯フォーラムを開催 ★43団体が参加</p> <p>【H21】 ★小・中学校及び公共施設等への立ち寄り警戒を実施しました。 921回実施 ★防犯パトカーによる地域巡回パトロールや下校時の見守り活動などを実施しました。 904回実施 ★活動団体の連携等を図るため、防犯フォーラムを開催しました。 45団体 66人参加</p>	事業の継続 社会情勢に応じ、 活動内容を充実	市民安全課	△
4-2-9	防犯に関する普及啓発活動の実施	<p>市民、企業、関係団体等との連携、協力の下、防犯に関する普及啓発活動を行いました。</p> <p>■定期的(3か月毎)に「安全・安心まちづくり推進ニュース」を発行 ★広報かまくらに防犯情報等を3回掲載 ★防犯メールによる注意喚起を59回実施、ツイッターによる防犯情報の発信</p>	事業の継続	市民安全課	△
4-2-10	事件・事故等緊急対応のポイントの作成・配付	<p>学校の安全管理を図るため、事件・事故等緊急対応のポイントを作成し、小・中学校に配付します。 各学校でも危機管理マニュアルを作成し、事故防止に努めます。</p> <p>★不審者が侵入したときの対応マニュアル、登校時の安全確認について市立小・中学校全校に配付し、各学校で事故防止に取り組みました。</p>	事業の継続	教育指導課	△
4-2-11	保護者と地域の連携による防犯活動の推進	<p>保護者や市民、学校、警察などが連携し、「子ども110番の家の設置」や「パトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。</p> <p>★「子ども110番の家」は現在各学区で推進しています。また、学校(保護者)、地域、企業等による子ども110番の取組みについて、ホームページに掲載するなど、周知、啓発を行いました。 ★子ども見守り活動など、地域との連携強化を図りました。</p>	事業の継続	市民安全課 教育指導課	△
4-2-12	防犯ブザーの配付	<p>市内の幼稚園、保育所、あおぞら園等を卒園する園児等に卒園記念品を贈答します。</p> <p>★市内の幼稚園、保育所、あおぞら園等を卒園する園児等に防犯ブザーを贈呈しました。</p>	事業の継続	教育総務課 こどもみらい課 保育課 発達支援室	△

事業名		事業内容	方向性	実施主体・関係課	評価
4-2-13	学校警備員の配置	児童の登下校時の安全確保と校内への不審者の侵入を未然に防ぐため、市立小学校16校に学校警備員を配置します。 ★全小学校に学校警備員を配置しました。	事業の継続	学校施設課	△
4-2-15	交通安全教室の開催	子どもを交通事故から守るために、交通安全に関する講話、道路の正しい歩き方教室、自転車の安全な乗り方等の交通安全教育を実施し、基本的なルールの習得を図ります。 ★75回 4,374人	事業の継続	市民安全課 教育指導課 保育課	△
4-2-16	スクールゾーンの安全対策	スクールゾーンにおける交通安全対策を図るため、スクールゾーン等交通安全対策協議会を設置し、スクールゾーン・通学路の交通安全対策を実施します。 ★交差点内、歩行空間のカラー化等の交通安全対策を実施。 9小学校区17箇所で開催	事業の継続	市民安全課	△
4-2-17	幼稚園の安全対策	幼稚園において園児が安心して教育を受けることができるよう、各幼稚園が安全管理システムの整備並びに家庭や地域の関係機関・団体と連携し安全な施設の整備事業を行います。 ★23園中全園で実施	実施園の拡大	私立幼稚園	△
4-2-18	幼稚園におけるメールシステムの活用	幼稚園の安全対策及び健康管理のため、幼稚園同士の横の連携を深め、事件や事故、感染症情報などについてメールシステムを使って迅速に連絡を取り合います。 ★23園中22園で実施	事業の継続	私立幼稚園	△
4-2-19	子ども関連施設等における放射線量等の測定(H23新規)	保護者の不安を解消する一助とするため、子ども関連施設等において放射線量等の測定を実施します。 ■空間放射線量の測定 ★鎌倉中央公園及び市内5公園については計画的に実施しました。また、公園内の局所的に放射線量が高くなる可能性がある排水溝などでは清掃時に測定を実施しました。 ★市立保育園、あおぞら園、子ども会館・子どもの家、スポーツ施設、海水浴場等で実施しました。また、子どもたちが日常的に近づく可能性がある場所で、局所的に放射線量が高くなる可能性がある雨どいの下、排水溝などで測定を行い、測定の結果、地上5～10cmでの空間放射線量が0.19μSv/h以上あった場合は、土壌や堆積物の除去等の対策を講じました。 ★その他の施設（私立保育園、幼稚園等の民間子ども関連施設）については、市が所有する簡易測定器を、希望する施設にに対して貸し出し、その測定値を公表しました。 ■小中学校敷地内マイクロスポット空間放射線量測定 ★全小中学校で年2回実施しました。 ■小中学校校庭等土壌放射性物質濃度測定 ★全小中学校で年1回実施しました。 ■小中学校プール水放射性物質濃度測定 ★プールを設置している全小中学校で年2回実施しました。 ■給食食材等の放射性物質濃度の測定 ★市立小学校、市立保育園、あおぞら園について、山崎浄化センターで精密な放射性物質濃度の測定が可能な食品・環境放射能測定装置を使い、実施しています。また、私立保育園、私立幼稚園についても各施設からの申出により測定を実施しました。	事業の継続	各課	△

主要施策4-3 子どもや親子の居場所づくりの推進

事業名		事業内容	方向性	実施主体・関係課	評価
4-3-1	子ども会館 (重複掲載1-3-1)	心身の健やかな育成のため地域の子どもに健全な遊び場及び居場所を提供します。 ★1-3-1参照	一日あたり平均来館者数10%アップ	青少年課	-
4-3-2	子育て支援センターの充実 (重複掲載1-3-2・3-3-2)	子育て家庭に対してアドバイザーが子育ての情報提供や、育児相談に応じます。フリースペースの子育てひろばも設置します。 ★1-3-2参照	未実施地域での整備を検討	こども相談課	-
4-3-3	つどいの広場 (重複掲載1-3-4)	子育て支援センターのない地域に、乳幼児(特に0～3歳)を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供します。 ★1-3-4参照	1地域2か所 (支援センター開設のため)	こどもみらい課	-
4-3-4	若者たちが育ち合う場の創設 (重複掲載3-3-12)	若者たちが気軽に相談でき、育ち合い、自主運営を目指す場づくりを進めます。 ★3-3-12参照	検討	青少年課	-
4-3-5	放課後子ども教室 (重複掲載3-3-17)	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。 ★3-3-17参照	事業の継続	教育総務課	-
4-3-6	放課後子どもプラン (重複掲載3-3-18)	「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室推進事業」を連携して行うもので、すべての子どもを対象として、放課後の安全で健やかな居場所づくりをめざします。 ★3-3-18参照	事業の継続	教育総務課 青少年課	-
4-3-7	多世代交流地域共同拠点の創設 (重複掲載3-3-20)	地域資源の活用等により一般家庭の開放も含め、多世代が交流しあえる地域の拠点づくりを支援します。 ★3-3-20参照	事業の検討	福祉総務課 こどもみらい課	-
4-3-8	公園・緑地の整備促進 (重複掲載4-1-5)	自然環境の保全、活用を基調に、健康づくり、ふれあいや憩いの場づくりとして、公園・緑地を整備・充実します。 また、子どもたちが戸外でのびのびと運動や遊びができるよう、街区公園、児童遊園等の身近な場所への設置に向け取組みます。 ★4-1-5参照	緑の基本計画平成32年中間年次に向け推進	公園課	-
4-3-9	子育てサロン (重複掲載1-3-21)	児童の健全育成のために、主任児童委員が中心となり、未就学児を対象に小地域でサロン活動を行っています。 ★1-3-21参照	事業の継続	地区社会福祉協議会 地区民生委員児童委員協議会	-

